

全国 ごみ不法投棄 監視ウィーク



5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日)は、全国ごみ不法投棄監視ウィークです。不法投棄のないきれいなまちにするために、皆様のご協力をお願いします。区では日頃から、次のような不法投棄防止対策に取り組んでいます。

- ▶不法投棄多発地域での警告看板の設置
- ▶区ホームページや広報紙での啓発活動
- ▶不法投棄防止協力員による監視活動

不法投棄を防止しましょう

駐車場・空き地などにごみが放置されていると、火災や思わぬ事故を誘発する恐れや、新たな不法投棄を呼ぶ可能性があり、皆さんの安全な生活環境を脅かします。

不法投棄物はその場所の管理者が処理することになっています。土地を所有・管理されている方は、日頃から土地やその周辺を清潔に保つなど、適切な管理をお願いします。

【不法投棄に関する相談・連絡先】

- ▷資源・ごみ集積所に関すること
清掃事務所 ☎3693 - 6113
- ▷区道に関すること
道路保全事務所 ☎3607 - 1114
- ▷区立公園に関すること
公園管理所 ☎3694 - 2474

【担当課】 リサイクル清掃課 ☎5654 - 8272

5月29日(日)は 葛飾区環境美化の日クリーン作戦

ご近所同士で、ぜひご参加ください

【担当課】 地域振興課 ☎5654 - 8229

クリーン作戦は、区内の自治町会が参加し、道路や公園など公共の場所の清掃活動を行う取り組みです。

区では、毎年5月の最終日曜日を「葛飾区環境美化の日」と定め、区内全域で一斉清掃活動を行うクリーン作戦を実施しています。

クリーン作戦の開始時間は自治町会ごとに異なりますので、自治町会に直接お問い合わせください。

「ごみのない、きれいで清潔なまち」にするために、皆様のご参加・ご協力をお願いします。

平成27年度は約42,000人、
241団体が参加し、
約40トンのごみを
回収しました!



江戸川クリーン大作戦の様子

当日は江戸川・荒川の河川敷でも清掃活動を行います。参加方法など詳しくは、地域振興課(☎5654 - 8229)へお問い合わせください。

ごみのポイ捨て・歩きたばこは絶対にやめましょう

区では、快適で住みよい地域社会を形成するため、「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を施行し、ごみのポイ捨てや歩きたばこなどを禁止しています。

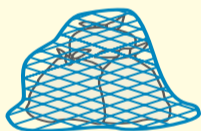
現在、区内全12駅周辺で直接注意を行うパトロール活動や、駅・イベント会場でキャンペーン活動などを実施し、「ごみのない、きれいで清潔なまち」をめざしています。

葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例

区内の道路、駅前広場、公園、河川敷、その他の公共の場所で次の行為は禁止されています。

- ▷歩きたばこ
- ▷吸い殻や空き缶などのポイ捨て
- ▷飼い犬・猫などのふんの放置
- ▷自転車運転中の喫煙
- ▷ガムの吐き捨て
- ▷落書き

ごみ出しのルールを守り、集積所の美化にご協力ください



区内には約24,000カ所の資源・ごみ集積所があります。ごみ出しのルールを守り、集積所の管理を徹底し、集積所をきれいに保ちましょう。

【担当課】 清掃事務所(立石5-13-1) ☎3693 - 6113

資源・ごみ出しのルール

●朝8時までにお出してください

資源・ごみを出す際は、きちんと分別し、決められた収集曜日当日の朝8時までに出してください。収集後にごみを出しても収集はできません。

●家庭から一度に出せるごみの量は45リットルのごみ袋3袋までです

一度に多量に出る(45リットル袋で3袋を超える)ごみは有料になり、事前に申し込みが必要となります。

申し込みや不明な点は、清掃事務所(☎3693 - 6113)までご連絡ください。

【有料ごみの収集日】 月～土曜日(祝日も収集。年末年始を除く)

引火性のあるごみの分別にご協力ください

◆スプレー缶・カセットボンベ・使い捨てライターなどは必ず使い切り、穴を開けずに中身の見える袋に入れ、別のごみと分けて燃やさないごみの日に出してください。中身を完全に使い切れない場合は、メーカーや販売元などにお問い合わせください。

◆マッチや花火は必ず使い終わってから燃やすごみの日に出してください。未使用のマッチや花火の処分は専門業者に依頼してください。

防鳥ネット・資源回収用具をご利用ください

ガラスや猫などによる資源・ごみの散乱を防止し、集積所を美化するため、2棟以上で使用している集積所に次の用具を無料でお渡ししています。

詳しくは清掃事務所(☎3693 - 6113)にお問い合わせください。

- ▷防鳥ネット
- ▷資源回収用ネット
- ▷資源回収用コンテナ

用具は集積所をご利用の皆さんで管理をお願いします。



防鳥ネット



資源回収用ネット



資源回収用コンテナ

事業者のみなさんへ

事業系のごみは自己処理することが義務付けられています。民間の許可業者への委託をお願いします。

また、一回の排出量が90リットルを超えない事業系のごみは、事業所名を明記した区発行の事業系有料ごみ処理券を貼付し、集積所に出すこともできます。

事業系有料ごみ処理券

【費用(1セット10枚。70リットル用は1セット5枚)】

▷10リットル用 690円 ▷45リットル用 3,100円

▷20リットル用 1,380円 ▷70リットル用 2,415円

清掃事務所、小売店、コンビニエンスストアなどで取り扱っています。



▲事業系有料ごみ処理券

次のようなごみは収集できません

- 分別されていない
 - 家庭のごみで、一回の排出量が45リットル袋で3袋を超えている
 - 事業系のごみで、一回の排出量が90リットルを超えている
 - 事業系のごみで、事業系有料ごみ処理券が未貼付または不足している
 - 家電リサイクル品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)、粗大ごみなど
- 収集できないごみには、理由を記したシールを貼付してお知らせします。

粗大ごみの申し込みは「粗大ごみ受付センター」へ

【申し込み】 ▷電話(☎5296 - 4400)(午前8時～午後7時) ▷インターネット(<http://sodai.tokyokankyo.or.jp/>)(24時間受け付け) 【担当課】 清掃事務所